特定事業所集中減算に係るＱ＆Ａ

**Ｑ１：特定事業所集中減算の対象のサービスのうち、１つのサービスにおいて正当な理由がなく８０％を超えた場合は、すべての利用者に対して半年間減算となるのですか？**

Ａ１：１つのサービスでも８０％を超えていると、全ての利用者に対して半年間（減算適用期間）減算となります。

Ｑ**２：作成した居宅サービス計画数を数えるのですか？居宅サービス計画を作成したが、入院等で全く実績がなかった場合の数え方は？また、給付管理が数ヶ月遅くなった場合の取扱いはどのようになるのですか？**

Ａ２：給付管理が行われた利用者の実績で数えます。全く利用が無かった場合はカウントしません。また、月遅れで介護報酬を請求したとしても、サービス提供月にカウントしてください。

**Ｑ３：紹介率最高法人（最も多く居宅サービス計画に位置付けられている法人）が２法人以上同数となった場合はどうするのですか？**

Ａ３：別添様式（判定様式）の該当サービスの箇所について複数枚作成するか、欄を工夫することにより、いずれの法人も記載してください。

**Ｑ４：半年間の減算期間中に改善した（８０％以下となった）場合、減算は中止されるのですか？**

Ａ４：中止になりません。判定期間が前期の３月１日から８月末日までの場合の減算適用期間は１０月１日から翌年３月３１日まで、また判定期間が後期の９月１日から２月末日までの場合の減算適用期間は４月１日から９月３０日までと決められています。

**Ｑ５：８０％を超える端数処理について、どのようにすればいいですか？**

Ａ５：端数処理をする必要はありません。８０％ちょうどであれば８０％を超えません。８０．００１％でも、８０％を超えています。

**Ｑ６：すべてのサービスについて８０％以下であれば、判定様式を提出する必要はないと考えていいですか？**

Ａ６：原則として提出する必要はありませんが、判定様式については作成のうえ、判定期間後の減算適用期間が完結してから５年間保存してください。

　　　例外として、新規指定を受けた居宅介護支援事業所については、判定結果に関わらず、指定を受けた年月日が属する判定期間に係る判定様式を提出してください。

**Ｑ７：判定様式には８０％を超えるサービスのみ記載するのですか？それとも８０％を超える超えないに関わらず、居宅サービス計画に位置づけたサービスはすべて記載するのですか？**

Ａ７：８０％を超える超えないにかかわらず、特定事業所集中減算の対象となるサービスについて、すべて記載してください。

**Ｑ８：判定期間中に通常の事業の実施地域を変更すれば事業所数も変更することとなるが、その場合の正当な理由（１）についての取扱いはどのようになるのですか？**

Ａ８：通常の事業の実施地域については、各々の判定期間の最初の月の初日（前期：３月1日現在、後期：９月１日現在）において、（貴事業所が定めている）運営規程に記載している事業の実施地域を適用します。

　　　なお、居宅介護支援事業者は「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第１８条において、運営規程に『通常の事業の実施地域』について定めるものであり、当該地域は利用申込に係る調整等の観点からの目安となるものであることから、本減算を免れるために当該地域を変更（縮小）することは、本来の当該趣旨から外れるものであると考えられるため、当該地域の設定にあたっては適切に対応してください。

**Ｑ９：正当な理由（４）について、挙証資料のうち、地域のサービス事業所のサービス内容や利用料等が比較できる資料（例：各サービス事業所が発行している利用者向けのパンフレットや、各市町村が配布しているサービス事業者の一覧表等）は提出しなくていいのですか？**

Ａ９：提出は求めませんが、介護支援専門員は、利用者自身がサービスを選択することを基本にこれを支援するものであり、利用者の選択に資するよう、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容や利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものであることには変わりはありません。

　　　なお、これらの情報が記載された資料については、実施指導で確認する場合があるので整備してください。

**Ｑ10：１人の利用者が、同一のサービスを複数の法人で利用している場合の計算方法は？**

Ａ10：サービスに位置付けた居宅サービス計画数（分母）は利用者１人につき１件、紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数（分子）はそれぞれ１件でカウントします。

**Ｑ11：正当な理由（４）の「利用者が訪問介護等のサービス事業所を選択・決定する際に、適切に訪問介護等のサービスが選択・決定されたことが分かる書類」について、具体的な書類の様式を示してほしい。**

Ａ11：別添の（参考例）「【例】訪問介護の場合」を参考に作成してください。

**Ｑ12：正当な理由（５）の「休廃止した居宅介護支援事業所から、判定期間内において、利用者の引継が行われた場合」の計算方法は？また、必要な書類は何か？**

Ａ12：判定期間内において引継を受けた居宅サービス計画については、除外して計算します。

【例１】　（減算の対象とならない場合）

　　　訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数　：　９０件

　　　うち、紹介率最高法人を位置づけた計画数　　：　７１件

　　　→この場合、紹介率は７１÷９０≒７８．８９％となります。

当該居宅介護支援事業所が、休廃止した他の居宅介護支援事業所から、

　　　判定期間内に引継ぎを受けた分が

　　　　訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数　：１０件

　　　　うち、紹介率最高法人を位置づけた計画数　　：１０件

　　である場合、引継分を含めた紹介率は、

　　　（７１＋１０）÷（９０＋１０）＝８１÷１００＝８１％となりますが、

　　この場合は、引継ぎに伴い紹介率が８０％を超えたため、減算の対象となりません。

　【例２】　（減算の対象となる場合）

　　　訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数　：　９０件

　　　うち、紹介率最高法人を位置づけた計画数　　：　７３件

→この場合、紹介率は７３÷９０≒８１．１２％となります。

当該居宅介護支援事業所が、休廃止した他の居宅介護支援事業所から、

　　　判定期間内に引継ぎを受けた分が

　　　　訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数　：１０件

　　　　うち、紹介率最高法人を位置づけた計画数　　：２件

　　である場合、引継分を含めた紹介率は、

　　（７３＋２）÷（９０＋１０）＝７５÷１００＝７５％となりますが、

　　この場合は、引継ぎの結果紹介率は８０％を下回っているものの、引継に関係なく、

　　自事業所分のみで紹介率が８０％を超えているため、減算の対象となります。

　　なお、別紙様式「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式」を

　　提出するほか、別紙（様式任意）に上記のような計算式等を記入して併せて提出して

　　ください。

　　また、減算の対象とならない場合は、引継ぎが行われたことが分かる書類（休廃止

　　した居宅介護支援事業所との引継書など）も提出してください。

**Ｑ13：判定期間中に事業を休止している居宅介護支援事業所については、判定様式を提出する必要はないのですか？**

Ａ13：判定期間中に歴月で１月でも給付管理の実績があった場合は、判定様式を作成してください。また、紹介率最高法人が８０％を超えた場合は、判定様式の提出も必要となります。

**Ｑ14：平成２８年４月から地域密着型通所介護が特定事業所集中減算に加わったことにより、通所介護と地域密着型通所介護を分けて計算すると居宅介護支援業務に支障が出てしまうので、何か柔軟な取り扱いはありませんか？**

Ａ14：平成２８年４月１日以降、作成された居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えありません。

　　　なお、この場合は２つのサービスの合計数を判定様式の通所介護の欄に記載してください。